

嬉野市食の自立支援事業  
仕 様 書

嬉野市  
市民福祉部  
福祉課

令和3年1月

## 1. 目的

嬉野市内に在住する65歳以上の一人暮らし高齢者、及び高齢者のみの世帯に対して定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図るとともに安否確認と孤独感の解消に努め、高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。

## 2. 委託期間（事業の期間）

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3. 業務内容

(1) 対象地区 嬉野市内全域とする。

(2) 配達日

1月1日及び日曜日を除く全日、利用者宅へ夕食の市内全域への配食するものとする。原則として本人に手渡し、安否確認ができること。

(3) 配送時間帯

配送の時間は、おおよそ16時から18時までとする。

最終調理から2時間以内に提供できるように体制をととのえること。

配送員は、当日配送した利用者・件数・開始・終了時間を記録した日報を記録すると共に、利用者からの時間の問い合わせ等にも迅速に対応すること。

(4) 配送車両について

配送車両は、すべて事業者で準備すること。配送時には、食品衛生上、食中毒の原因とならないよう車内及び収納庫内を適温に保つと共に配送時間の短縮に努めること。

(5) 職員体制及び安全対策

事業者は、この事業を行うに当たり責任者を配置し、配送に関する一切の指示及び統制は事業者が責任をもって行うこと。配送員をはじめとするこの事業に従事している従業員には、食品の安全性、衛生管理、クレーム対応、細菌性食中毒、高齢者の特徴について適切な研修を受けること。また、定期的に検便や健康診断を行い、徹底した管理体制を確立すると共に、市から指示があった場合には、その報告書を提出すること。

(6) 利用者との連絡

市からの利用登録の連絡を受け次第、事業者から利用者に電話連絡ができること。事前訪問等を行い、配食サービスについて利用者の要望・不在時の対応を聞き取りながら説明を行うこと。また、利用者の連絡により、日程変更等・配食の中止・再開に対応できること。

(7) 危機管理

食中毒の発生、配達車両の事故や故障、職員の欠員、風水害等で事業者が配食サービスの実施が困難になった場合には、可能な限り代替業者を用意すること。

(7) 利用料

1食あたりの価格は、食材費及び調理費相当額として利用料を500円/食とする。事業者はこれを利用者から徴収するものとする。

(8) 衛生管理状況

配達に至るまでの衛生管理について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守すること。

(9) 献立作成方針

管理栄養士又は栄養士が献立を作成すること。

調理は、当日調理を原則とし、食品衛生に十分配慮すること。また、高齢者が食べやすいように工夫されていること。

献立は、1週間ごと又は1ヶ月ごとにカレンダー形式で事前に利用者に配付できること。

① 主食について

通常の食事のほか、軟食（おかゆ等）も用意できること。また、高齢者向けに柔らかめに仕上げるなど通常よりも食べやすくなっていること。

② 副食について

通常の食事のほか、刻み食も用意できること。高齢者向けに租借・嚥下のしやすいものとなっていること。主菜・副菜をバランスよく盛り付け、見た目にも楽しい、味のバランスに富んだ飽きのこない食事となっていること。

③ 栄養価について

「日本人の食事摂取基準」を参考に、エネルギー、タンパク質を設定し、減塩に努めること。脂質・ビタミン・ミネラル等については、必要量が充足するように十分配慮すること。

④ 使用する食材

食材は、原則として、新鮮なものを使用すること。品質管理については、毎日、

栄養士が冷蔵庫・冷凍庫・貯蔵庫の温度管理及び在庫管理を行うこと。

⑤ 配食の容器について

配食の容器については、市が指定したもの、または、事業者が提示し市が認めたもの（加熱・殺菌できるもの）とする。

(10) 利用者への対応

① 高齢者に配慮した対応

弁当の受け渡しは、手渡しを原則としているが、利用者の健康状況に応じて食卓まで届ける等、柔軟な対応ができること。その際に必ず声かけを行い、利用者とのコミュニケーションを図り、安否確認を行うとともに、独居の方の孤独感の緩和に努めること。利用者の都合で受け取ることができない場合も、できる限り臨機応変に対応すること。

② 緊急時の対応

配送に従事する職員には、緊急時の対応を徹底し、利用者宅において異常を発見した場合は、速やかに適切な対応をすると共に、市及び関連機関に連絡できること。

③ 不祥事の対応

適切な職員教育と厳しい管理体制でサービスを提供した上で、不祥事が発生した場合は、管理責任者が速やかに報告すること。

④ 連絡体制

サービスを提供するに当たっては、市の指示を得ながら相互の連携を密にし、事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡を取ること。

⑤ 苦情への対応

苦情・不満・相談は、現場・事業所等のいずれでも受け付けるものとし、責任者を交えて情報共有等を行い、誠意をもった対応を心がけるものとする。

⑥ 安否確認の記録について

配達時の献立内容や利用者の体調等について、任意の様式で安否確認の記録をとり、翌月に速やかに市へ報告すること。

(11) 損害保険

事業者は、事業内容に対し、賠償責任保険に加入していること。また、その写しを落札決定後に提出すること。

(12) 個人情報の保護

別記「個人情報取扱特記事項」による。

(13) 民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて

民間事業者が在宅配食サービスを実施するにあたり、平成8年5月3日付、老振第46号厚生労働省老人保健福祉局長通知の「民間事業者による在宅配食サービスのガイドライン」及び平成29年3月30日付健発0330台6号厚生労働省健康局長通知の「地域高齢者などの健康支援を推進する配食事業栄養管理に関するガイドライン」についての各要件に準ずること。

(14) 調査の実施

利用者の嗜好等を取り入れたサービス提供等のために、市が実施するアンケート調査等に随時協力すること。また、市が行った調査結果を活用し、サービスの質の向上に努めること。

(15) その他

この事業において、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務または性質上当然必要とされる業務は、誠意を持って実施し、基準に疑義が生じた場合又は定めのない事項がある場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。